

# 公共建築設計業務共通仕様書

---

土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務

# 公共建築設計業務共通仕様書

## 第1章 総則

### 1.1 適用

1. 本共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)は、建築設計業務(建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。)の委託に適用する。
2. 設計仕様書は、相互に補完するものとする。ただし、設計仕様書の間には相違がある場合、設計仕様書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。
  - (1) 質問回答書
  - (2) 現場説明書
  - (3) 別冊の図面
  - (4) 特記仕様書
  - (5) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

### 1.2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
2. 「検査員」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
3. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
4. 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。
5. 「設計仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
6. 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
7. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
8. 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
9. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

10. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
11. 「特記」とは、1.1の2.の(1)から(4)に指定された事項をいう。
12. 「指示」とは、監督員又は検査員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
13. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
14. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
15. 「報告」とは、受注者が発注者又は監督員若しくは検査員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
16. 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
17. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
18. 「提出」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
19. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
20. 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
21. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
22. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。
23. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

## 第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記による。

## 第3章 業務の実施

### 3.1 業務の着手

受注者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

### 3.2 設計方針の策定等

1. 受注者は、業務を実施するに当たり、設計仕様書及び監督員の指示を基に設計方針の策定(告示別添一第 1 項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。)を行い、業務当初及び変更の都度、監督員の承認を得なければならない。
2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

### 3.3 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、特記による。
2. 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

### 3.4 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
2. 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
3. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。
4. 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

### 3.5 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書の内容は、特記による。
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

### 3.6 守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### 3.7 再委託

1. 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を除く)、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
5. 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
6. 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

### 3.8 特許権等の使用

受注者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

### 3.9 監督員

1. 発注者は、契約書の規定に基づき、監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3. 監督員の権限は、契約書に規定する事項とする。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
5. 監督員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

### 3.10 管理技術者

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 管理技術者の資格要件は、特記による。
3. 管理技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 管理技術者の権限は、契約書に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限(契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。)を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

### 3.11 貸与品等

1. 業務の実施にあたり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等(以下、「貸与品等」という。)は、特記による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

### 3.12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

### 3.13 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
2. 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
3. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。

### 3.14 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が

書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

2. 設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

### 3.15 条件変更等

受注者は、設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

### 3.16 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合。

### 3.17 履行期間の変更

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算出根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

### 3.18 修補

1. 受注者は、監督員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
2. 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査員の指示に従うものとする。

### 3.19 設計業務の成果物

1. 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
3. 受注者は、設計仕様書に規定がある場合又は監督員が指示し、これに同意した場合は、履行期間中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。

### 3.20 検査

1. 受注者は、設計業務が完了したとき、部分払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
2. 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかなければならない。
3. 受注者は、契約書の規定に基づく部分払の請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る既履行部分の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。
  - (1) 監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
  - (2) 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
4. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 設計業務成果物の検査
  - (2) 設計業務履行状況の検査(指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する)

### 3.21 引渡し前における成果物の使用

受注者は、契約書の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

## 設計業務委託特記仕様書

---

土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務

## 設計業務委託特記仕様書

### 1 特記事項の適用

設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）で、印及び印の付いた項目については、印の付いた項目を適用する。また、特記仕様書に記載されていない事項は「公共建築設計業務共通仕様書」による。

### 2 施設整備基本計画

#### 2.1 基本方針

本施設整備は、今後の人口減少と少子高齢化を見据え、土居保育園の建て替えにより整備し、小林保育園、北保育園、北野保育園及び土居西幼稚園の周辺施設の集約を行っていく。また、子ども達が集える施設として、子育て支援センターも複合化する。

### 3 業務概要

3.1 業務名称 土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務

3.2 委託場所 四国中央市土居町土居 1570 外 3 筆

3.3 契約期間 令和9年3月下旬まで

#### 3.4 委託業務内容

本業務委託は、土居西こども園（仮称）新築工事に係る基本設計及び実施設計を行うものである。

#### ■新築・改築・増築工事

[総合]	敷地の特殊性	■あり	<input type="checkbox"/> なし
	(敷地内 公図上の水路あり、付替えの場合 開発申請必要 ※別途業務)		
[構造]	建築物の形状の特殊性	<input type="checkbox"/> あり	■なし
	敷地の特殊性	<input type="checkbox"/> あり	■なし
	特殊な解析、性能検証等	<input type="checkbox"/> あり	■なし
	特殊な構造（国土交通大臣の認定を要するものを除く）	<input type="checkbox"/> あり	■なし
	免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く）	<input type="checkbox"/> あり	■なし
	構造種別	■指定なし <input type="checkbox"/> 木造	
		<input type="checkbox"/> 木造（小規模なものは除く）	<input type="checkbox"/> 木造以外
		■プロポーザルの提案をもとに監督員と協議	
[設備]	敷地の特殊性	<input type="checkbox"/> あり	■なし
	特殊な性能を有する設備	<input type="checkbox"/> あり	■なし

改修工事

設備改修工事

解体工事

既存図面の有無

紙図面あり

CADデータあり

既存図面なし

積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書

あり

なし

事業を継続させながら行う工事

対象

非対象

発電設備

あり

なし

空調設備	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
昇降機設備	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
解体・敷地整備等工事	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

#### ■設計と条件

施設の用途	幼保連携型認定こども園（保育園 第十一号 第1類）約 1,150 m <sup>2</sup> 児童福祉施設等（多機能福祉施設 第十一号 第1類）約 150 m <sup>2</sup>	
敷地の条件	敷地面積	4,773.24 m <sup>2</sup>
	用途地域	指定なし（建ぺい率 70%、容積率 200%）
施設の条件	規模	延べ床面積：約 1,300 m <sup>2</sup> 地上階数：指定なし 地下階数：0
	主要構造	指定なし
	概算工事費	95,000 万円～100,000 万円程度（解体工事・外構工事費共）
	耐震安全性の分類	
	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による耐震安全性の分類は次のとおり	
	・構造体	Ⅱ類
	・建築非構造部材	B類
	・建築設備	乙類
	必要諸室及び機能	別記-1 による

#### 3.5 建築基準法に基づく確認申請の要否

■確認申請（建築物）必要 ※詳細は 別記-1 による  
代表となる設計者（ ■受注者 建築担当職員 ）

確認申請（建築物）不要

#### 4 業務の内容

設計業務の内容は、表 4.1 及び表 4.2 に掲げる業務内容に基づきアからカまでとする。

また、設計成果物は 別表-1 のとおりとする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は監督員との協議による。

表 4.1 基本設計に関する標準業務

項目		業務内容
(1)設計条件等の整理	①条件整理	耐震性能・設備機能の水準など、発注者から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	②設計条件変更等の場合の協議	監督員から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	①法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査し行う。
	②建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関との事前打合わせを行う。

(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4)基本設計方針の策定	① 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	②基本設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(5)基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計書を作成する。
(6)概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳書、数量調書を除く。）を作成する。
(7)基本設計内容の監督員への説明		基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に対して、設計意図（当該設計に関する設計者の考え）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

表 4.2 実施設計に関する標準業務

項目		業務内容
(1)要求等の確認	① 監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	②設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、監督員の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	①法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	②建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合せを行う。
(3)実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(4)実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	② 建築確認申請等図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請等図書を作成する。

(5)概算工事費の検討	実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6)実施設計内容の監督員への説明	実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

アからカまでに掲げるもののうち、必要な項目は■とする。

ア 次に掲げるものを内容とする計画説明書及び設計概要書の作成

- 建築（総合）の計画概要及び設計概要
- 仕様概要書及び仕上表
- 工事費概算書
- 概略工事工程表

建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する。

イ 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成

- 実施設計の基本となる図面

ウ 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

- 設計図の原図
  - 建築意匠設計図
  - 建築構造設計図
  - 電気設備設計図
  - 機械設備設計図
  - 仮設計画図
  - 原図をA3版に縮小した複写図面（1部）
  - 製本（1部）
  - 縮小製本（2部）
  - 構造計算書
  - 設備設計計算書

エ その他基本・実施設計に必要な業務

- 打合せ記録簿の作成（委託業務に関する協議書の作成を含む）
- 成果品の電子データを収めたDVD-Rの作成

オ 追加業務

- 積算業務
  - 数量積算書
  - 単価作成資料（代価表、複合単価表等）
  - 見積比較表
  - 見積書
  - 単価適用根拠（物価本等の写し）
- 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務 別記-1 による

- 仮設建築物の設計及び関係法令に基づく申請業務
- 許認可申請図書の作成及び申請業務
- 評定申請図書の作成及び申請業務
- 建築物エネルギー消費性能確保計画書の作成及び申請業務
- 建築物エネルギー消費性能誘導基準への適合検討に必要な業務
- 透視図の作成（アルミフレーム額入り）

外観（周囲の街区等の景観含む）	鳥瞰図	枚	見上げ図	1枚
内観	1枚			
サイズ	A3			
	特記事項	_____		

- 模型製作
 

縮尺	(1/ )	主要材料	( )
ケース	( )	材質	( )
- 国庫補助申請に係る関係資料の作成 ( ) 省補助)
- ZEB 化検討に必要な業務
- ZEB 申請業務（BELS 申請含む）

カ 依頼業務

- 地盤調査業務（詳細は、別記-2による。）
- デジタルテレビ放送受信障害予測調査（詳細は、          による。）
- 石綿含有分析調査（詳細は、          による。）

※別途

## 5 業務の実施

### 5.1 一般事項

- 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。
- 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

### 5.2 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては次に示す基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

#### ■ 共通

■ 官庁施設の基本的性能基準	( 最新版 )
■ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	( 最新版 )
□ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	( 最新版 )
■ 官庁施設の環境保全性に関する基準	( 最新版 )
■ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	( 最新版 )
□ 官庁施設の防犯に関する基準	( 最新版 )
■ 公共建築工事積算基準	( 最新版 )
■ 公共建築工事共通費積算基準	( 最新版 )
■ 公共建築工事標準単価積算基準	( 最新版 )
■ 建築物解体工事共通仕様書	( 最新版 )

#### ■ 建築

■ 建築工事設計図書作成基準	( 最新版 )
■ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	( 最新版 )
□ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)	( 最新版 )
■ 木造建築工事標準仕様書	( 最新版 )
■ 建築設計基準	( 最新版 )
■ 建築構造設計基準	( 最新版 )
■ 建築工事標準詳細図	( 最新版 )
□ JSSI 免震構造施工基準	( 最新版 )

#### ■ 建築積算

■ 公共建築数量積算基準	( 最新版 )
■ 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編)	( 最新版 )
■ 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編)	( 最新版 )

#### ■ 設備

■ 建築設備計画基準	( 最新版 )
■ 建築設備設計基準	( 最新版 )
■ 建築設備設計図書作成基準	( 最新版 )
■ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)	( 最新版 )
■ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)	( 最新版 )

<input type="checkbox"/>	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	（最新版）
<input checked="" type="checkbox"/>	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	（最新版）
<input checked="" type="checkbox"/>	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	（最新版）
<input type="checkbox"/>	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	（最新版）
<input type="checkbox"/>	排水再利用・雨水利用システム計画基準	（最新版）
<input checked="" type="checkbox"/>	建築設備耐震設計・施工指針	（最新版）
<input checked="" type="checkbox"/>	建築設備設計計算書作成の手引き	（最新版）

#### ■ 設備積算

<input checked="" type="checkbox"/>	公共建築設備数量積算基準	（最新版）
<input checked="" type="checkbox"/>	公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）	（最新版）
<input checked="" type="checkbox"/>	公共建築工事見積標準書式（設備工事編）	（最新版）

### 5.3 業務計画書

業務計画書に記載する事項については、次の通りとする。

業務概要	業務の実施方針
業務工程	作業項目別工程計画、打合せ及び協議の計画
業務実施体制	組織計画（協力事務所、再委託先を含めた体系図 業務担当表、連絡体制、連絡先）
管理技術者	氏名、所属、保有資格、実務経験年数
照査技術者	氏名、所属、保有資格、実務経験年数
主任担当技術者	担当分野、氏名、所属、保有資格、実務経験年数
協力事務所及び再委託先	名称、代表者名、所在地、分担業務分野、氏名、所属 保有資格、実務経験年数、協力を受ける理由及び内容

### 5.4 管理技術者及び意匠担当主任技術者の資格要件

管理技術者及び意匠担当主任技術者の資格要件は次による。なお、受注者が会社その他の法人の場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定により、当該施設の設計をするに当たり免許が必要な場合は、それを有する者
  - 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
  - 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
  - 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士
  - 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士
  - 管理技術者は建築（意匠・構造）担当主任技術者を兼任することができる
- なお、5.6 の資格要件を満たす場合には、建築（設備・積算）担当主任技術者も兼任することができる

## 5.5 照査技術者の資格要件

成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者の資格要件は次による。なお、受注者が会社その他の法人の場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 管理技術者と同等の資格を有する者とする。
- 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- 管理技術者との兼任は不可とする。

## 5.6 専門分野を担当する主任担当技術者の資格要件

### 【建築構造】

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定により、当該施設の設計をするに当たり免許が必要な場合は、それを有する者
- 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士

### 【建築設備】

- 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
- 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士

### 【積算】

- （公社）日本建築積算協会が付与する建築積算士

## 5.7 業務実施体制の特記事項

- 当業務の受注者は、確認申請等業務に当たり、建築士法の規定により構造設計一級建築士あるいは設備設計一級建築士による法適合確認が必要な場合は、資格者が自ら設計するか、これらに法適合確認を依頼しなければならない。
- 専門分野を担当する主任技術者（建築構造、電気設備、機械設備、積算）を外部協力業者へ再委託する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。
- 建築士法第 24 条の 3 の規定を遵守し、当該設計業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。

## 5.8 貸与資料等

### 【既存設計図書等】

- 敷地配置図（CAD データ）・座標値一覧 ※プロポーザル時に貸与可能

### 【既存資料】

- 土居保育園新築工事 確認申請図書（昭和 52 年 10 月）

## 5.9 業務実績情報の登録

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録することができる。（以下「任意登録」という。）なお、任意登録に先立ち登録内容について監督員の確認を受ける。また、業務完了検査時には登録されることを証明する資料として「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検査員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

#### 5.10 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は 

別表-1
------

 による。

#### 5.11 その他

本仕様書に記載された特記事項又は指示や協議等の中に相違がある場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

## 成果物リスト

	対象	成果物等	部数	電子データ	仕様・備考
業務計画	■	業務計画書	1	○	
基本設計	■	計画概要及び設計概要	1	○	
	■	仕様概要書及び仕上表	1	○	
	■	工事費概算書	1	○	
	■	概略工事工程表	1	○	
	■	実施設計の基本となる図面	1	○	
実施設計	■	設計図の原図	1	○	
	■	原図を A3 に縮小した複写図面	1	--	
	■	製本	1	--	原図 2 つ折り
	■	縮小製本	2	--	A3 版 2 つ折り
計算書	■	構造計算書	1	○	
	■	設備設計計算書	1	○	
積算	■	設計書	1	○	金額・単価・根拠入り
	■	数量積算書	1	○	
	■	単価作成資料	1	○	
	■	見積比較表	1	○	
	■	見積書	1	○	PDF
	■	単価適用根拠	1	○	PDF
行政届出	■	建築基準法関係法令に基づく図書	必要 部数	○	
	□	許認可申請図書		--	
	□	評定申請図書		--	
	■	建築物工エネルギー消費性能確保計画書		○	
	■	建築物工エネルギー消費性能向上計画書		○	検討業務の結果による
業務書類	■	打合せ記録簿・協議書	1	○	
	■	PUBDIS 登録書（写し）	1	○	登録を行った場合
業務完了 報告書	■	設計概要	1	○	
		業務実施工程表（実施を朱書き）			
		その他			
その他	■	透視図	各 1	○	JPEG
	□	模型・写真（ カット程度）	1		
	□	国庫補助申請に係る関係資料	必要 部数		
	□	ZEB 化検討資料	1		
	■	成果品の電子データを収めた DVD-R	2	--	
依頼業務	■	地盤調査報告書	*	○	別記-3 による

電子データを収めた DVD-R は、記録媒体に業務名、ウイルスチェックを行っていることを表示し、記録するデータ形式は以下を基本とする。

1.書類、表、グラフ	docx または xlsx	2.写真データ	JPEG
3.図面データ	Jww または dxf	4.印刷用データ等	PDF

## 建築基準法関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務

受注者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行わなければならない。

### 【確認申請等の申請図書の作成】

- (1) 受注者は、その者の責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。
- (2) 確認申請やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「確認申請等」という。）の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容の不適合は、受注者の責任において、修補しなければならない。  
ただし、委託した設計業務範囲以外の不適合は対象としない。

### 【確認申請等の申請手続き業務】

- (1) 確認申請等の手続き業務（提出、説明、照合、受領）は次による

確認申請	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者
構造計算適合性判定	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者
建築物エネルギー消費性能適合性判定	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者

- (2) 構造計算適合性判定を伴う場合は、愛媛県を業務区域とする指定構造計算適合性判定機関から選定するものとする
- (3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を伴う場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関から選定するものとする。
- (4) 確認申請等の申請手数料は、発注者の負担とする。

## 地質調査業務特記仕様書

本仕様書は、四国中央市が委託する「土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務のうち地盤調査業務」に適用する。

**1. 業務名称** 土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務のうち地盤調査業務

**2. 業務場所** 四国中央市土居町土居 1570 外 3 筆

### 3. 目的

本業務は土居西こども園（仮称）建設予定地内について、当該敷地の地盤構成を探り、土の物理・力学的性状を明らかにして、建築構造物の基礎設計・施工に必要な資料を得ると共に、地震時における地盤の振動性状を推察し、設計の基礎資料に供することを目的とする。

### 4. 適用および調査・試験数量

#### 4.1 適用

- (a) 本仕様書に記載された特記事項については、適用欄に「○」印が付いたものを適用する。
- (b) 「JIS」とは、産業標準化法（昭和 24 年法律 185 号）に基づく日本産業規格をいう。
- (c) 「JGS」とは、公益社団法人 地盤工学会の学会基準をいう。

#### 4.2 調査・試験数量

- (a) 調査・試験数量は、表 8.1.1 による。なお、監督員の指示により調査、試験内容の変更を行うことがある。
- (b) 調査、試験は専門事業者の責任施工を原則とする。

### 5. 地盤調査

#### 5.1 一般事項

地盤調査、土質試験及びその他試験の種別は表 5.1.1 により、適用は特記による

表 5.1.1 地盤調査、土質試験およびその他試験の種別

適用	地盤調査	適用	土質試験
○	ボーリング	○	物理試験
○	サンプリング		変形・強度試験
	地下水調査		圧密試験
	物理探査・検層		安定化試験
	載荷試験		

#### 5.2 基準点

調査位置の地盤高を測量するための基準点は、特記による。特記がなければ、監督員の指示するベンチマークとする。

### 5.3 ボーリング

(a) ボーリングの種類は表 5.3.1 により、適用は特記による。

表 5.3.1 ボーリングの種類

適用	分類名称	掘進機器
○	ロータリー式ボーリング	ハンドフィード式又はハイドロリックフィード式のスピンドル型ボーリングマシン
	試掘	人力による掘削又はバックホウ

(b) ロータリー式ボーリングは、次による。

- (1) ロータリー式ボーリングの種類は特記がなければ、ノンコアボーリングとする。
- (2) 孔内に地下水が認められるまでは、原則として水、ベントナイト安定液等を使用しない。また、掘削中孔内に地下水が認められたときは、その深さを記録する。
- (3) 孔壁が崩落するおそれがある場合は、ケーシングチューブ、ベントナイト安定液等により、適切な孔壁保護を行う。ただし、乱れの少ない試料の採取、標準貫入試験、又は孔内載荷試験を行う場合は、ケーシングチューブの下端を採取位置若しくは試験位置より 1m 以上、上方で止める。
- (4) 毎日の作業開始前に、孔内水位及びそのときの掘削深さを記録する。
- (5) 掘削孔の埋戻しは、特記による。特記が無ければ、調査終了後セメントミルク等で埋め戻す。

(c) 試掘は、次による。

- (1) 湧水、孔壁の崩壊等の支障のある場合は、適切な養生を行い、地層の変化を観察できるように所定の深さまで掘り、監督員の検査を受ける。
- (2) 試掘孔が深く、有毒ガスの発生及び酸素欠乏のおそれがある場合は、事前に十分な調査を行い、安全を確認しながら作業を行う。

(d) 掘削位置及び深さは、特記による。

- (1) ロータリー式ボーリングの孔径は、66mm 以上とし、ボーリング孔を利用した調査及び試験を行う場合は、特記による。
- (2) 試掘の寸法及び形状は、特記による。
- (3) 所定の深さで予想する地層及び土質が出ない場合、又は掘削が著しく困難な場合は、監督員と協議する。

### 5.4 サンプルング

(a) 採取試料の品質

試料採取の品質は表 5.4.1 により、適用は特記による。

表 5.4.1 試料採取の品質

適用	品質区分
	乱れの少ない試料 □ ブロックサンプリング
○	乱れた試料

(b) 掘削方法及び孔径

掘削方法は 5.3 により、掘削孔径は次による。

- (1) 固定ピストン式シンウォールサンプラーを使用する場合は、サンプリング位置まで 86mm (エキステンションロッド式サンプラーの場合) 又は 116mm 以上 (水圧式サンプラーの場合) とする。
- (2) ロータリー式二重管サンプラー及びロータリー式三重管サンプラーを使用する場合は、サ

ンプリング位置まで 116mm 以上とする。

(c) 乱れの少ない試料の採取

- (1) 試料の採取は、原則として監督員の立会いを受けて行う。
- (2) 粘土、シルト及びこれらに準ずる地層の乱れの少ない試料の採取は、ブロックサンプリングの場合を除き、表 5.4.2 による。

表 5.4.2 試料の採取に使用するサンプラー

適用	サンプラーの分類	採取方法
	固定ピストン式シンウォールサンプラー	JGS 1221 (固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法)
	○ エキステンションロッド式サンプラー	
	水圧式サンプラー	
	ロータリー式二重管サンプラー	JGS 1222 (ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法)
	ロータリー式三重管サンプラー	JGS 1223 (ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法)

(3) 砂及び砂質土の乱れの少ない試料の採取は、次による。

- (ア) 試料の採取に使用するサンプラーは、特記による。特記がなければ、採取対象の土質に応じて、固定ピストン式シンウォールサンプラー又はロータリー式三重管サンプラー等の適切なサンプラーを用いる。
- (イ) 固定ピストン式シンウォールサンプラー又はロータリー式三重管サンプラーを用いた場合の採取方法は、表 5.4.2 による。
- (4) ブロックサンプリングの試料の採取は表 5.4.3 により、適用は特記による。

表 5.4.3 ブロックサンプリングの種類

適用	種類	採取方法
	切出し式ブロックサンプリング	JGS 1231 (ブロックサンプリングによる土試料の採取方法)
	押切り式ブロックサンプリング	

(d) 乱れた試料の採取

- (1) 試料の採取は、オーブンドライブサンプラーにより行う。ただし、標準貫入試験を行う場合は、原則としてそれにより得られる試料とする。
- (2) 試料の運搬は、含水量の変わらないように密封し、速やかに行う。

## 5.5 サウンディング

(a) サウンディングの種別は表 5.5.1 により、適用は特記による。

表 5.5.1 サウンディングの種別

適用	種別	試験方法
○	標準貫入試験	JIS A1219 (標準貫入試験方法)
	スウェーデン式サウンディング試験	JIS A1221 (スウェーデン式サウンディング試験方法)
	機械式コーン貫入試験	JIS A1220 (機械式コーン貫入試験方法)

(b) 試験位置及び深さは、特記による。

(c) 標準貫入試験は、表 5.5.1 によるほか、次による。

- (1) 測定間隔は、特記による。特記が無ければ、地盤面より 1m の深さから 1m 間隔とする。ただし、乱れの少ない試料の採取又は孔内載荷試験を行う場合は、その位置及びその上方 1m は除く。
- (2) 本打ちにおいて 1 回の貫入量が 2cm 以上となる場合は、約 5cm の後打ちを省略してはならない。
- (3) 本打ちの打撃回数は、60 回を限度とする。

- (4) 15cmの予備打ちが困難な場合は、監督員の承諾を受けて、打撃回数60回程度をもって本打ちとすることができる。
- (5) 採取した試料は、色、におい、粒度、硬さ、締まり具合、湿潤状態、混入物等の土質概要、採取深さ、試料の長さ等を記録し、試料の色彩が分かるような写真を撮影する。また、地層及び土質を確認できる代表的な土を標本として整理する。  
標本の整理は、7.3による。
- (6) 監督員への報告又は、指示を受ける必要がある事項は、次による。
- (ア) 想定地盤と著しく変化する等、現場諸条件の特異性により掘進が困難なとき。
  - (イ) 予定深度に達しても支持地盤が確認できないとき。
  - (ロ) 予定深度に達していないが支持地盤が確認できたとき。
  - (ハ) 近接2地点での調査・試験結果が著しく異なるとき。
  - (ニ) 目的が達成できないと判断したとき。
  - (ホ) 試験終了後は、検尺し監督員の確認を受ける。

## 5.6 地下水調査

- (a) 地下水調査の適用及び種別は、表5.6.1により、適用は特記による。

表 5.6.1 地下水調査の種別

適用	種別	試験方法
	現場透水試験	JGS 1314 (単孔を利用した透水試験方法)
	非定常法	
	回復法	
	注水法	
	定常法	
	揚水法 注水法	

- (b) 試験を行う位置及び深さは、特記による。
- (c) 掘削方法は5.3により、掘削孔径は特記による。特記がなければ、86mm以上とする。

## 5.7 物理探査・検層

- (a) 物理探査・検層の種別は表5.7.1により、適用は特記による。

表 5.7.1 物理探査・検層の種別

適用	種別	試験方法
	弾性波速度検層 (PS 検層)	JGS 1122 (地盤の弾性波速度検層方法)
	常時微動測定	5.7.(d)、(e)及び(f)による

- (b) 検層及び測定を行う位置及び深さは特記による。
- (c) 弾性波速度検層は、表5.7.1によるほか、次による。
- (1) 掘削方法は5.3により、掘削孔径は表5.7.2による。
  - (2) 検層方法の種類は、表5.7.2により、適用は特記による。

表 5.7.2 検層方法の種類及び掘削孔径

適用	種類	起振位置	受振位置	掘削孔径	備考
	ダウンホール方式	地表	孔内	86mm以上	地表部に起振装置の設置場所が必要。測定深さによっては、起振装置が大型化。
	孔内起振受振方式	孔内	孔内	66mm以上	孔内水がない場合には適用できない。測定深さに対して十分な余掘りが必要。

- (d) 常時微動測定の測定装置は、次による。
- (1) 測定装置は、感振器、増幅器及び記録器からなり、使用する機器の性能並びに装置全体の特性が測定に適したものとする。
  - (2) 測定装置の周波数の特性は、1～20Hz の範囲内で平坦な特性を有するものとする。ただし、高層建築物、免震構造等の場合の周波数特性は、特記による。
  - (3) 感振器は、上下動成分、直交する水平動 2 成分の測定ができるものとする。
- (e) 常時微動測定の測定方法は、次による。
- (1) 地表及び地中での測定では、上下、水平 2 成分の測定を標準とする。
  - (2) 掘削方法は 5.3 により、掘削孔径は特記による。特記がなければ、86mm 以上とし、孔内にスライムが残らないよう、十分に洗浄する。
  - (3) 地中の水平動の測定を行う場合は、地表の水平動の 1 成分と同一方向について、同時測定を行う。なお、地中で 2 箇所以上同時に測定を行う場合は、特記による。
  - (4) 測定装置からの出力波形は、波形モニターを用いてチェックを行い、良好な記録を得るようにする。
  - (5) 測定は、付近の交通機関等の振動及び近隣建築物の影響を避けて行う。
  - (6) 常時微動測定の記録長は、連続した 1 分以上の、直接的ノイズの影響のない安定したものとする。
  - (7) 各スペクトル解析時間は、30 秒以上とし、サンプリングの間隔は 0.02 秒以下、かつ、想定される卓越周期の 1/5 以下とする。
- (f) 常時微動測定の解析方法は、次による。
- (1) 解析に使用した測定記録の一部を図化する。
  - (2) スペクトル解析でフーリエスペクトル又は、パワースペクトルを求め、得られたスペクトルから、測定間のスペクトル比、H/V スペクトル及び地盤卓越周期を求める。スペクトル解析手法は、特記による。

## 5.8 載荷試験

- (a) 載荷試験の適用及び種別は表 5.8.1 により、適用は特記による。

表 5.8.1 載荷試験の種類等

適用	試験の種類	試験方法
	平板載荷試験	JGS 1521 (平板載荷試験方法)
	孔内載荷試験	JGS 1531
	プレッシャーメータ試験 (等分布荷重方式)	(地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験方法)
	1 室型	
	3 室型	JGS 3532
	ボアホールジャッキ試験 (等分布変位方式)	(ボアホールジャッキ試験方法)

- (b) 平板載荷試験の試験位置及び深さは、次による。
- (1) 試験を行う位置及び深さは、特記による。ただし、試験に先立ち監督員の承諾を受けるものとする。
  - (2) 所定の深さで予想する試験地盤面に達しない場合又は湧水が甚だしい場合は、監督員と協議する。
  - (3) 水中に載荷板を設置して試験を行う場合は、特記による。
- (c) 平板載荷試験は、表 5.8.1 によるほか、次による。
- (1) 試験最大荷重 (載荷荷重の最大値) は、特記による。
  - (2) 反力装置は、実荷重又はアンカーを用いることとし、適用は特記による。特記がなければ、

実荷重とする。

(3) 試験は原則として、監督員の立会いを受けて行う。

(4) 載荷方法は、荷重制限による段階式載荷又は段階式繰返し載荷とし、適用は特記による。  
特記がなければ、段階式載荷とする。

(5) 載荷は、次の状態に達したとき、監督員の承諾を受けて終了する。

(ア) 荷重強さ一沈下曲線が破壊状態を示したとき

(イ) 計画最大荷重に達したとき

(d) 孔内載荷試験の種類は、表 5.8.1 により、適用は特記によるほか、次による。

(1) 掘削方法は 5.3 により、掘削孔径は特記による。

(2) 加圧時の荷重増分は、予想最大加圧の 1/10 以下とし、20kN/m<sup>2</sup>程度とする。

## 5.9 物理試験

物理試験の種別は、表 5.9.1 により、適用は特記による。

表 5.9.1 物理試験の種別

適用	試験名称	試験方法等
	土粒子密度	JIS A1202 (土粒子の密度試験方法)
	含水比	JIS A1203 (土の含水比試験方法)
	粒度	JIS A1204 (土の粒度試験方法)
	液性限界・塑性限界	JIS A1205 (土の液性限界・塑性限界試験方法)
○	細粒分含有率	JIS A1223 (土の細粒分含有率試験方法)
	湿潤密度	JIS A1225 (土の湿潤密度試験方法)

## 5.10 変形・強度試験

変形・強度試験の種別は表 5.10.1 により、適用は特記による。

表 5.10.1 変形・強度試験の種別

適用	試験名称	試験方法	備考
	一軸圧縮試験	JIS A1216 (土の一軸圧縮試験方法)	1 採取箇所につき 3 個以上の供試体 について行う
	一面せん断試験	JGS 0560 (土の圧密定体積一面せん断試験 方法) JGS 0561 (土の圧密定圧一面せん断試験方 法)	
	圧密定体積 圧密定圧		
	三軸圧縮試験	JGS 0521 (土の非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験方法) JGS 0522 (土の圧密非排水(CU)三軸圧縮試験方法) JGS 0524 (土の圧密排水(CD)三軸圧縮試験方法) JGS 0523 (土の圧密非排水 CU )三軸圧縮試験方法)	
	非圧密非排水(UU)		
	圧密非排水(CU)		
	圧密排水(CD) 圧密非排水( CU )		
	繰返し三軸試験	JGS 0541 (土の繰返し非排水三軸試験方法) JGS 0542 (地盤材料の変形特性を求めるための繰返し三軸試験方法)	
	液化化強度特性 動的変形特性		
	ねじりせん断試験	JGS 0543 (土の変形特性を求めるための中空円筒供試体による繰 返しねじりせん断試験方法)	

## 5.11 圧密試験

圧密試験の種別は表 5.11.1 により、適用は特記による。

表 5.11.1 圧密試験の種別

適用	試験名称	試験方法等
	段階载荷圧密	JIS A1217 (土の段階载荷による圧密試験方法)
	定ひずみ速度载荷圧密	JIS A1227 (土の定ひずみ速度载荷による圧密試験方法)

## 5.12 安定化試験

(a) 安定化試験の種別は表 5.12.1 により、適用は特記による。

表 5.12.1 安定化試験の種別

適用	試験名称	試験方法等	備考
	C B R	JIS A1211 (CBR 試験方法)	1 採取箇所につき 3 個以上の供試体について行う。

(b) 試験の方法は、次による。

- (1) 試料の採取を行う位置及び深さは、特記による。ただし、試料の採取深さは、特記が無ければ次による。
  - (ア) 切土の場合は、路床面より 50cm 以上深い位置とする。
  - (イ) 盛土の場合は、土取場の露出面より 50cm 以上深い位置とする。
- (2) 試験の種類は次により、適用は特記による。
  - (ア) 締め固めた土の CBR 試験
  - (イ) 乱さない土の CBR 試験
- (3) 設計 CBR 又は修正 CBR を求める場合の試験の適用は、特記による。

## 6. 総合考察

総合考察は、次の事項について行う。ただし、地震応答解析、変形解析等の解析業務その他高度な検討業務を行う場合は、特記による。

- (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
- (2) 各調査結果に基づく土質定数の設定
- (3) 各調査結果に基づく地盤の工学的性質の検討  
(液状化の検討は、簡易判定法 200gal (FL 値、PL 値による判別) とする。)
- (4) 調査結果に基づく基礎形式の検討 (具体的な計算を行うものではなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討を行う)
- (5) 設計・施工上の留意点に関する一般的検討

## 7. 報告書その他

### 7.1 事前提出書類 (調査着手前)

調査着手前に業務計画書を作成し提出する。内容は次による。

- (1) 業務概要及び計画工程
- (2) 組織表 (施工体制)
- (3) 業務方法
- (4) その他、必要と認める書類 (適宜追加)

## 7.2 報告書

報告書の内容は、表 7.2.1 による。

表 7.2.1 報告書の内容

区分	項目		
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査項目及び調査方法</li> <li>・付近の地形及び地盤概要</li> <li>・敷地の状況、調査位置、基準点と調査位置の地盤高さの高低関係（図示）</li> </ul>		
総括	ボーリング柱状図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地層の標高、深さ及び層厚</li> <li>・土質記号、土質名、相対密度及びコンシステンシー、色、において細粒土の割合、その他観察記録</li> <li>・サウンディングの結果（標準貫入試験のN値）</li> <li>・土質試験用試料の採取深さ（サンプリングを行った場合）</li> <li>・孔内水位及びその変動</li> <li>・試掘孔内の写真</li> </ul>	
	推定地層断面図	地層の推定が困難な場合は除く（調査箇所が1箇所の場合など）	
	土質試験結果一覧表		
	総合考察	6. 総合考察による検討	
個別	サウンディング	共通事項	・調査位置の地盤高さ、調査日の天候及び地下水位
		標準貫入試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本打ち開始深さ及び終了深さ</li> <li>・N値(打撃50回以上の表示は、JIS A1219による。)</li> <li>・採取試料の観察結果</li> </ul>
		スウェーデン式サウンディング試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷重の大きさ（W s w）</li> <li>・貫入深さ及び貫入量又は半回転数（N s w）</li> <li>・貫入の早さが急激に増減する場合の記録</li> <li>・貫入深さとW s w又はN s wとの関係図</li> <li>・推定柱状図</li> </ul>
		機械式コーン貫入試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深さ及びコーン貫入抵抗測定値（Q r d）</li> <li>・土の性状変化、内管・内外管が自重沈下するときの状況</li> <li>・深さと土の静的貫入抵抗(qc)との関係図</li> </ul>
	地下水調査	現場透水試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験方法の種別</li> <li>・測定記録、試験結果一覧表</li> </ul>
	物理探査・検層	弾性波速度検層（PS検層）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定装置の概要、測定方法及び測定系統図</li> <li>・測定記録、検層結果一覧表</li> </ul>
		常時微動測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験位置及び深さ</li> <li>・測定装置の概要、測定方法及び測定系統図</li> <li>・地盤卓越周期</li> <li>・測定記録の一部</li> <li>・パワースペクトル又はフーリエスペクトル</li> <li>・試験の状況を示す写真及び気象記録</li> </ul>
	載荷試験	平板載荷試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験位置及び大きさ</li> <li>・試験装置の概要、載荷方法の種別</li> <li>・測定記録、試験結果一覧表</li> </ul>
孔内載荷試験		・測定装置の概要及び測定系統図	

		・測定記録、試験結果一覧表
物理試験		・測定記録、試験結果一覧表
変形・強度試験		・測定記録、試験結果一覧表
圧密試験		・測定記録、試験結果一覧表
安定化試験	C B R 試験 (締め固めた土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試料の準備方法</li> <li>・供試体の含水比及び乾燥密度</li> <li>・膨張比</li> <li>・貫入試験後の含水比</li> <li>・C B R 及びそれに対応する貫入量</li> </ul>
	C B R 試験 (乱さない土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供試体の含水比及び乾燥密度</li> <li>・膨張比</li> <li>・貫入試験後の含水比</li> <li>・C B R 及びそれに対応する貫入量</li> </ul>

### 7.3 土質標本等

土質標本は、容器に密封し調査孔ごとにふた付箱に入れて1組提出する。容器は、原則として直径4.5cm程度、高さ9cm程度のプラスチック製とする。

### 7.4 成果品その他

提出する成果品は、次による。

- (1) 調査結果は、報告書等に取りまとめ、成果品として提出する。
- (2) 成果品の体裁及び提出部数等は、表7.4.1による。

表 7.4.1 成果品の体裁等

成果品の種別	部数	用紙 サイズ	備考
地質調査報告書	3部	A4	7.2による 製本(上質紙製本) 2部 A4パイプファイル綴じ 1部
土質標本	1組	—	7.3による
電子データ	1部	—	CD-RまたはDVD-R(ウイルスチェック済み) 報告書の全てをPDF形式で保存する。 ボーリング柱状図及び推定地層断面図はCADデータも保存する。 (CADデータはJWW形式またはDXF形式とする)

## 8. 調査・試験数量

8.1 調査・試験数量は、表 8.1.1 による。

表 8.1.1 調査試験数量計画表

調査項目		調査番号					合計
		1	2	3	4	5	
ボーリング（掘削深度）		20	10				30
サンプリング	乱れの少ない試料	粘性土					
		砂質土					
	ブロックサンプリング						
乱れた試料		20	10				30
サウンディング	標準貫入試験	20	10				30
	スウェーデン式 サウンディング試験						
	機械式コーン貫入試験						
地下水調査	現場透水試験						
物理探査・検層	弾性波速度検層(PS 検層)						
	常時微動測定						
載荷試験	平板載荷試験						
	孔内載荷試験						
物理試験	土粒子密度試験						
	含水比						
	粒度						
	液性限界・塑性限界						
	細粒分含有率	5					5
	湿潤密度						
変形・強度試験	一軸圧縮試験						
	一面せん断試験						
	三軸圧縮試験						
	繰返し三軸試験						
	ねじりせん断試験						
圧密試験	段階載荷圧密試験						
	定ひずみ速度載荷圧密試験						
安定化試験	CBR 試験						

(注)

1. 調査箇所については、監督員と協議のうえ決定する。
2. 調査進捗の結果により、監督員と協議のうえ、最適な調査位置・数量となるように適宜、見直すものとする。

## ウィークリースタンスの実施に関する特記仕様書

### 第1条 目的

ウィークリースタンスは、受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的に工事及び業務を履行することで、目的物の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。

### 第2条 実施方法

実施にあたっては、「四国中央市ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施し、受発注者が相互に協力し、次の内容について取り組むものとする。

- (1) 発注者は、月曜日（休み明け）を依頼の期限日としない。
- (2) ノー残業デーは定時の帰宅を心掛ける。
- (3) 発注者は、金曜日（休日前）に依頼をしない。
- (4) その他、任意に設定する。

### 第3条 留意事項

- ・取り組み内容については、工事又は業務内容及び受注者の意思を踏まえて設定するものとし、部分的な実施も可とする。また、取り組み期間は工事期間、業務期間全体に限らず、可能な期間だけとすることも可とする。
- ・緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応を行うものとする。

## 建築解体設計業務委託特記仕様書

---

土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務のうち土居保育園解体設計業務

## 建築解体設計業務委託特記仕様書

### 1 特記事項の適用

本建築解体設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）で、印及び印の付いた項目については、印の付いた項目を適用する。また、特記仕様書に記載されていない事項は「公共建築設計業務共通仕様書」による。

### 2 業務概要

- 2.1 業務名称 土居西こども園(仮称)基本・実施設計業務のうち土居保育園解体実施設計業務
- 2.2 委託場所 四国中央市土居町土居 地内
- 2.3 契約期間 令和9年3月下旬まで
- 2.4 建物概要 下表のとおり

建物名称	施設の場所	用途	構造・規模	延床面積	建設年度
土居保育園	土居町土居 1570	保育園	RC造 平屋建て	704.15 m <sup>2</sup>	昭和 53 年

建物名称	付属する工作物、設備等
土居保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車置き場 13.50 m<sup>2</sup> ・ 物置 3.21 m<sup>2</sup> ・ 砂場上部 27.0 m<sup>2</sup></li> <li>・ プロパン庫 4.50 m<sup>2</sup> (昭和 53 年築)</li> <li>・ 合併処理浄化槽 (21 人槽) (平成 10 年)</li> <li>・ 金属製物置 3 基 ・ 遊具 ・ プール ・ 塀 ・ フェンス、門扉</li> <li>・ 樹木 ・ 花壇</li> </ul>

新築・改築・増築工事

[総合] 敷地の特殊性 あり なし

[構造] 建築物の形状の特殊性 あり なし

敷地の特殊性 あり なし

特殊な解析、性能検証等 あり なし

特殊な構造（国土交通大臣の認定を要するものを除く） あり なし

免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く） あり なし

構造種別 木造（小規模なものは除く） 木造以外

プロポーザルの提案をもとに監督員と協議

[設備] 敷地の特殊性 あり なし

特殊な性能を有する設備 あり なし

改修工事      設備改修工事      解体工事

既存図面の有無      紙図面あり      CADデータあり      既存図面なし

積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書 あり      なし

事業を継続させながら行う工事	■対象	□非対象
発電設備工事	□あり	■なし
空調設備工事	■あり	□なし
昇降機設備工事	□あり	■なし
解体・敷地整備等工事	■あり	□なし

■ 設計と条件

- A) 貸与する設計図書等を基に解体予定の建築物、附属工作物および敷地の現地調査を行い、建築物・付属工作物・設備等の解体実施設計を行う。
- B) 解体後に再築造が必要となる工作物等は、現地調査の結果により監督員と協議する。
- C) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」等に基づき、現地調査の状況・要求性能を確認の上、それらに準拠した計画とする。

2.5 建築基準法に基づく確認申請の要否

- 確認申請（建築物）必要 ※詳細は  による  
代表となる設計者（ □受注者 □建築担当職員 ）  
確認申請の申請予定日 令和 年 月 頃
- 確認申請（建築物）不要

3 業務の内容

設計業務の内容は、表 3.1 に掲げる業務内容に基づきアからエまでとする。

また、設計成果物は  別表-1 のとおりとする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は監督員との協議による。

表 3.1 実施設計に関する標準業務（業務対象外：下表グレー着色範囲）

項目		業務内容
(1)要求等の確認	①監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	②設計条件の変更等の場合の協議	監督員の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	①法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、詳細な調査を監督員と相互に協力して行う。
	②建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合せを監督員と相互に協力して行う。
(3)実施設計方針の策定	① 総合検討	意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	②実施設計のための基本事項の確定	監督員と協議して、実施設計のための基本事項を確定する。
	③実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(4)実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。

		なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	②建築確認申請等 図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請等図書を作成する。
(5)概算工事費の検討		実施設計の中間地点において、実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(m単価及び主要品目の見積等の積上げ)を作成する。 実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する
(6)実施設計内容の監督員への説明		実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

アからエまでに掲げるもののうち、必要な項目は■とする。

ア 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

■ 設計図の原図

- 建築意匠設計図
- 建築構造設計図
- 解体設計図（建築・機械設備・電気設備）※既存図面の複写作成を可とする。
- 仮設計画図
- 工事工程表（発注者と受注者が相互に協力して作成する）
  - 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する。
- 電気設備設計図
- 機械設備設計図
- 原図をA3判に縮小した複写図面（原図がA3判の場合は省略する。）
- 工事費概算書
  - 製本（意匠・構造、電気設備、機械設備 各1部）
  - 縮小製本（意匠・構造、電気設備、機械設備 各1部）
  - 構造計算書
  - 設備設計計算書

イ その他実施設計に必要な業務

- 打合せ記録簿の作成（委託業務に関する協議書の作成を含む）
- 成果品の電子データを収めたDVD-Rの作成

## ウ 追加業務

### ■ 積算業務

- 数量積算書
- 単価作成資料（代価表、複合単価表等）
- 見積比較表
- 見積書
- 単価適用根拠（刊行物等の写し）

### ■ 現地調査

建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務  による

仮設建築物の設計及び関係法令に基づく申請業務

許認可申請図書の作成及び申請業務

評定申請図書の作成及び申請業務

建築物エネルギー消費性能確保計画書の作成及び申請業務

透視図の作成（アルミフレーム額入り）

外観（周囲の街区等の景観含む） 鳥瞰図 1枚 見上げ図 1枚

内観 2枚

サイズ A2 特記事項

模型製作

縮尺 (1/ ) 主要材料 ( )

ケース ( ) 材質 ( )

国庫補助申請に係る関係資料の作成 ( 省補助)

ZEB 化検討に必要な業務

ZEB 申請業務（BELS 申請含む）

## エ 依頼業務

地盤調査業務（詳細は、  による。）

デジタルテレビ放送受信障害予測調査（詳細は、  による。）

石綿含有材分析調査（※別途業務 調査後資料 貸出）

PCB 含有シーリング材分析調査（詳細は、  による。）

## 4 業務の実施

### 4.1 一般事項

基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う

■ 実施設計業務は、提示された設計と条件、適用基準によって行う

■ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

### 4.2 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては次に示す基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

- 共通
  - 官庁施設の基本的性能基準 (最新版)
  - 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (最新版)
  - 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (最新版)
  - 官庁施設的环境保全性基準 (最新版)
  - 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (最新版)
  - 官庁施設の防犯に関する基準 (最新版)
  - 公共建築工事積算基準 (最新版)
  - 公共建築工事共通費積算基準 (最新版)
  - 公共建築工事標準単価積算基準 (最新版)
  - 建築物解体工事共通仕様書 (最新版)
- 建築
  - 建築工事設計図書作成基準 (最新版)
  - 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (最新版)
  - 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (最新版)
  - 公共建築木造工事標準仕様書 (最新版)
  - 建築設計基準 (最新版)
  - 建築構造設計基準 (最新版)
  - 建築工事標準詳細図 (最新版)
  - JSSI 免震構造施工基準 (最新版)
- 建築積算
  - 公共建築数量積算基準 (最新版)
  - 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (最新版)
  - 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (最新版)
- 設備
  - 建築設備計画基準 (最新版)
  - 建築設備設計基準 (最新版)
  - 建築設備工事設計図書作成基準 (最新版)
  - 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最新版)
  - 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (最新版)
  - 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最新版)
  - 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (最新版)
  - 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (最新版)
  - 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (最新版)
  - 雨水利用・排水再利用設備計画基準 (最新版)
  - 建築設備耐震設計・施工指針 (最新版)
- 設備積算
  - 公共建築設備数量積算基準 (最新版)
  - 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (最新版)
  - 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (最新版)

#### 4.3 業務計画書

業務計画書に記載する事項については、次の通りとする。

業務概要	業務の実施方針
業務工程	作業項目別工程計画、打合せ及び協議の計画
業務実施体制	組織計画（協力事務所、再委託先を含めた体系図） 業務担当表、連絡体制、連絡先
管理技術者	氏名、所属、保有資格、実務経験年数
照査技術者	氏名、所属、保有資格、実務経験年数
主任担当技術者	担当分野、氏名、所属、保有資格、実務経験年数
協力事務所及び再委託先	名称、代表者名、所在地、分担業務分野、氏名、所属 保有資格、実務経験年数、協力を受ける理由及び内容

#### 4.4 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が会社その他の法人の場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定により、当該施設の設計をするに当たり免許が必要な場合は、それを有する者
- 建築士法に規定するつぎのいずれかの資格を有する者
  - ① 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
  - ② 建築士法第 2 条第 3 項に規定する二級建築士
  - ③ 解体設計の実績を有する者で、建築設計に関して 7 年以上の実務経験を有する者
- 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士
- 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士
- 建築構造担当主任技術者を兼任することができる
- 積算担当主任技術者を兼任することができる

#### 4.5 照査技術者の資格要件

成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者の資格要件は次による。なお、受注者が会社その他の法人の場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 管理技術者と同等以上の資格を有する者
- 管理技術者との兼任は不可とする。

#### 4.6 専門分野を担当する担当主任技術者の資格要件

【建築意匠】

- 建築士法に規定するつぎのいずれかの資格を有する者
  - ① 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
  - ② 建築士法第 2 条第 3 項に規定する二級建築士
- 配置を条件としないが、業務内容により必要な場合は配置を求める
- 積算担当主任技術者を兼任することができる

#### 【建築構造】

- 建築士法に規定するつぎのいずれかの資格を有する者
  - ① 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
  - ② 建築士法第 2 条第 3 項に規定する二級建築士
- 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士
- 配置を条件としないが、業務内容により必要な場合は配置を求める

#### 【電気設備】

- 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
- 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士
- 建築電気設備に関して 7 年以上の実務経験を有する者
- 配置を条件としないが、業務内容により必要な場合は配置を求める
- 機械設備担当主任技術者を兼任することができる

#### 【機械設備】

- 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
- 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士
- 建築機械設備に関して 7 年以上の実務経験を有する者
- 配置を条件としないが、業務内容により必要な場合は配置を求める
- 電気設備担当主任技術者を兼任することができる

#### 【積算】

- つぎの資格若しくは実務経験を有する者
  - ① (公社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者
  - ② 建築積算に関して、7 年以上の実務経験を有する者
- 配置を条件としないが、業務内容により必要な場合は配置を求める

#### 4.7 業務実施体制の特記事項

- 当業務の受注者は、確認申請等業務に当たり、建築士法の規定により構造設計一級建築士あるいは設備設計一級建築士による法適合確認が必要な場合は、資格者が自ら設計するか、これらに法適合確認を依頼しなければならない。
- 専門分野を担当する主任技術者（建築構造、電気設備、機械設備、積算）を外部協力業者へ再委託する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。
- 建築士法第 24 条の 3 の規定を遵守し、当該設計業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。

#### 4.8 貸与資料等

##### 【既存設計図書等】

- 既存建築物設計図（詳細は、別表-2による。）

##### 【既存資料】

- 積算の参考資料：内訳明細書（詳細は、別表-2による。）

#### 4.9 業務実績情報の登録

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録することができる。（以下「任意登録」という。）なお、任意登録に先立ち登録内容について監督員の確認を受ける。また、業務完了検査時には登録されることを証明する資料として「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検査員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

#### 4.10 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は 別表-1 による。

#### 4.11 その他

- 受注者は建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し、設計に反映させる。
- 受注者は当該工事の設計に当たり、木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用するよう努め、使用に当たっては、事前に監督員と協議すること。なお、地域材とは愛媛県内の森林から産出され、愛媛県内で加工された木材をいう。
- 電算機によって構造計算および数量積算を行う場合は、事前に監督員と協議する。
- 構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、必要書類を添付して事前に監督員と協議する。
- 契約約款第 17 条に定める履行報告の時期については、監督員が通知する。
- 特記仕様書の内容に関し疑義がある場合は、監督員と協議のうえ決定する。
- 目標とする標準図面枚数（図面の大きさ：A2）は下表による。

区分	A：簡易	B：標準	C：複雑	合計
建築改修図面	--	--	--	--
設備改修図面	--	--	--	--

目標とする標準図面枚数は、設計業務委託料の算出において図面枚数および難易度を標準図面として想定したもので、業務成果の図面枚数を指定したものではないため、積算上の標準図面と業務成果との図面枚数の差を事由とする契約金額の変更は無いものとする。

## 成果物リスト

	対象	成果物等	部数	電子データ	仕様・備考
業務計画	■	業務計画書	1	○	
基本設計	□	計画概要及び設計概要	1	○	
	□	工程計画の概要	1	○	
	□	実施設計の基本となる図面	1	○	
実施設計	■	設計図の原図	1	○	
	■	原図を A3 に縮小した複写図面	1	--	原図が A3 は省略
	■	工事費概算書	1	○	
	■	概略工事工程表	1	○	
	□	製本	1	--	原図 2 つ折り
	□	縮小製本	1	--	A3 判 2 つ折り
計算書	□	構造計算書	1	○	
	□	設備設計計算書	1	○	
積算	■	設計書	1	○	金額・単価・根拠入り
	■	数量積算書	1	○	
	■	単価作成資料	1	○	
	■	見積比較表	1	○	
	■	見積書	1	○	PDF
	■	単価適用根拠	1	○	PDF
行政届出	□	建築基準法関係法令に基づく図書	必要部数	○	
	□	許認可申請図書		--	
	□	評定申請図書		--	
	□	建築物工エネルギー消費性能確保計画書		○	
	□	建築物工エネルギー消費性能向上計画書		○	検討業務の結果による
業務書類	■	打合せ記録簿・協議書	1	○	
	■	PUBDIS 登録書（写し）	1	○	登録を行った場合
業務完了報告書	■	設計概要	1	○	
	■	業務工程表（実施を朱書き）			
	■	その他			
その他	□	透視図	各 1	○	JPEG
	□	模型・写真（ カット程度）	1		
	□	国庫補助申請に係る関係資料	必要部数	○	監督員が指示する場合
	□	ZEB 化検討資料	1		
	■	成果品の電子データを収めた DVD-R	2	--	
依頼業務	□	石綿含有材調査結果報告書	*	○	
	■	PCB 含有シーリング材調査結果報告書	*	○	別記-1 による

電子データを収めた DVD-R は、記録媒体に業務名、ウイルスチェックを行っていることを表示し、記録するデータ形式は以下を基本とする。

1.書類、表、グラフ docx または xlsx

2.写真データ JPEG

3.図面データ Jww または dxf

4.印刷用データ等 PDF

## 【 既存設計図書等 】

施設名称	棟番号	紙資料		電子データ	
			備考	形式	備考
土居保育園 (園舎・自転車置き場・物置・砂場上部・プロパン庫)	--	○	新築当時の確認申請書 (昭和52年)		
プール	--	○	設置時の図面(昭和52年)		
浄化槽 (21人槽)	--	○	設置時の図面(平成10年)		

## 【 既存資料等 】

施設名称	棟番号	内容
プール	--	積算の参考資料：内訳明細書
浄化槽	--	積算の参考資料：内訳明細書

- 既存設計図書の内容を記載した借用書を提出すること